

議案第41号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定  
について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例  
(さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正)

第1条 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第8条 施設において診断書、証明書又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく医師意見書（以下「医師意見書」という。）の交付を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第8条 施設において診断書、証明書又は障害者自立支援法医師意見書の交付を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。</p>
<p>(使用料等の減免)</p> <p>第9条 市長は、必要があると認めるときは、施設の使用料又は診断書、証明書若しくは医師意見書に係る手数料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料等の減免)</p> <p>第9条 市長は、必要があると認めるときは、施設の使用料又は診断書、証明書若しくは障害者自立支援法医師意見書に係る手数料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(業務)</p> <p>第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、児童福祉法（昭和22年</p>	<p>(業務)</p> <p>第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、児童福祉法（昭和22年</p>

法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する施設として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること。

2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (2) 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。
- (3) 障害児に係る次に掲げる相談支援(障害者総合支援法第5条第17項に規定する相談支援をいう。)に関すること。

- ア 基本相談支援
- イ 計画相談支援

(利用者の資格)

第12条 法第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する保育所等訪問支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。

(1)～(3) [略]

2 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

3 障害者総合支援法第5条第17項に規定する相談支援を利用することができる者は、障害児の保護者であつて、同条第18項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

(使用料)

第13条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者(前条第1項第3号に該当する児童の保護者を除く。)は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額
- (2) 前条第1項第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第3項第1号に掲げる額

法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する施設として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童発達支援に関すること。
- (2) 医療型児童発達支援に関すること。

(利用者の資格)

第12条 児童発達支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。

(1)～(3) [略]

(使用料)

第13条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者(前条第3号に該当する児童の保護者を除く。)は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。

- (1) 前条第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額
- (2) 前条第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第2項第1号に掲げる額

<p>2 [略]</p> <p>(業務)</p> <p>第19条 療育センターさくら草に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、法第43条に規定する施設として、<u>第10条第1項各号</u>に掲げる業務を行う。</p> <p><u>2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、第10条第2項各号に掲げる業務を行う。</u></p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医師意見書</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	[略]		医師意見書	[略]	<p>2 [略]</p> <p>(業務)</p> <p>第19条 療育センターさくら草に置く児童発達支援センター（以下この節において「児童発達支援センター」という。）は、法第43条に規定する施設として、<u>第10条各号</u>に掲げる業務を行う。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者自立支援法医師意見書</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	[略]		障害者自立支援法医師意見書	[略]
区分	金額												
[略]													
医師意見書	[略]												
区分	金額												
[略]													
障害者自立支援法医師意見書	[略]												

第2条 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者総合支援法第5条第16項に規定する相談支援をいう。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者総合支援法第5条第16項に規定する相談支援を利用することができる者は、障害児の保護者であって、<u>同条第17項</u>に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計</p>	<p>(業務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者総合支援法第5条第17項に規定する相談支援をいう。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者総合支援法第5条第17項に規定する相談支援を利用することができる者は、障害児の保護者であって、<u>同条第18項</u>に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計</p>

画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

(さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正)

第3条 さいたま市大崎むつみの里条例（平成19年さいたま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害福祉サービス</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、<u>相談支援</u>（法第5条第17項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）及び<u>地域生活支援事業</u>（法第77条第1項第3号に規定する地域生活支援事業をいう。以下同じ。）を行う施設として、並びに<u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里（以下「むつみの里」という。）をさいたま市緑区大字大崎37番地1に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>むつみの里</u>は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) [略]</li><li>(2) <u>相談支援</u></li><li>(3) [略]</li><li>(4) <u>次に掲げる障害児通所支援</u>（児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。第4条第4項において同じ。）に関する<u>こと</u>。 ア <u>児童発達支援</u> イ <u>保育所等訪問支援</u></li><li>(5) <u>障害児相談支援</u>（児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。第4条第5項において同じ。）</li><li>(6) <u>前各号に掲げるもののほか</u>、むつみの里の設置の目的を達成するために必要な事項に関する</li></ol>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び法第77条第1項第1号に規定する<u>地域生活支援事業並びに児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する<u>障害児通所支援</u>を行う施設として、さいたま市大崎むつみの里（以下「むつみの里」という。）をさいたま市緑区大字大崎37番地1に設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>むつみの里</u>は、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) [略]</li><li>(2) [略]</li><li>(3) <u>障害児通所支援のうち児童発達支援に関すること</u>。</li><li>(4) <u>前3号に掲げるもののほか</u>、むつみの里の設置の目的を達成するために必要な事項に関する</li></ol>

こと。

(利用者の資格)

第4条 [略]

2 相談支援を利用できる者は、法第5条第18項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。

3 [略]

4 [略]

5 障害児相談支援を利用できる者は、児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第29条第1項に規定する特定費用を、むつみの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第1項第2号に該当する者 法第30条第3項第1号に掲げる額

2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第4項第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

(1) 前条第4項第1号に該当する児童の保護者  
児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額

(2) 前条第4項第2号に該当する児童の保護者  
児童福祉法第21条の5の4第3項第1号に掲げる額

3 [略]

こと。

(利用者の資格)

第4条 [略]

2 [略]

3 [略]

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第1項第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第29条第1項に規定する特定費用を、むつみの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第1項第2号に該当する者 法第30条第2項第1号に掲げる額

2 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第3項第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

(1) 前条第3項第1号に該当する児童の保護者  
児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額

(2) 前条第3項第2号に該当する児童の保護者  
児童福祉法第21条の5の4第2項第1号に掲げる額

3 [略]

第4条 さいたま市大崎むつみの里条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)、相談支援(法第5条第16項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)及び地域生活支援事業(法第77条第1項第3号に規定する地域生活支援事業をいう。以下同じ。)を行う施設として、並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里(以下「むつみの里」という。)をさいたま市緑区大字大崎37番地1に設置する。</p> <p style="text-align: center;">(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)、相談支援(法第5条第17項に規定する相談支援をいう。以下同じ。)及び地域生活支援事業(法第77条第1項第3号に規定する地域生活支援事業をいう。以下同じ。)を行う施設として、並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里(以下「むつみの里」という。)をさいたま市緑区大字大崎37番地1に設置する。</p> <p style="text-align: center;">(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 相談支援を利用できる者は、法第5条第18項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとする者、法第51条の5第1項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。</p> <p>3～5 [略]</p>

(さいたま市さくら草学園条例の一部改正)

第5条 さいたま市さくら草学園条例(平成13年さいたま市条例第165号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>次に掲げる障害児通所支援（法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。次条第1項において同じ。）に関すること。</u></p> <p>ア 児童発達支援 イ 保育所等訪問支援</p> <p>(2) <u>障害児相談支援（法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。次条第2項において同じ。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する相談支援をいう。次条第3項において同じ。）に関すること。</u></p> <p>ア 基本相談支援 イ 計画相談支援</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、学園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>児童発達支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、学園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 <u>障害児通所支援</u>を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 <u>障害児相談支援</u>を利用できる者は、<u>法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。</u></p> <p>3 <u>相談支援</u>を利用できる者は、<u>障害児の保護者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</u></p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 <u>学園</u>を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第5条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（第3条第1項第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、学園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>第3条第1項第1号に該当する児童の保護者</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第5条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（<u>第3条第3号に該当する児童の保護者を除く。</u>）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、学園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>第3条第1号に該当する児童の保護者</u> 法第</p>

法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額 (2) <u>第3条第1項第2号</u> に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第3項第1号に掲げる額 2 [略]	21条の5の3第2項第2号に掲げる額 (2) <u>第3条第2号</u> に該当する児童の保護者 法第 <u>21条の5の4第2項第1号</u> に掲げる額 2 [略]
-------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

第6条 さいたま市さくら草学園条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(業務) 第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。 (1)・(2) [略] (3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第16項</u> に規定する相談支援をいう。次条第3項において同じ。）に関すること。 ア・イ [略] (4) [略]	(業務) 第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。 (1)・(2) [略] (3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する相談支援をいう。次条第3項において同じ。）に関すること。 ア・イ [略] (4) [略]
(利用者の資格) 第3条 [略] 2 [略] 3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第17項</u> に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。	(利用者の資格) 第3条 [略] 2 [略] 3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第18項</u> に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

（さいたま市はるの園条例の一部改正）

第7条 さいたま市はるの園条例（平成22年さいたま市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市はるの園（以下「園」という。）をさいたま市見沼区春野2丁目3番5号に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>次に掲げる障害児通所支援（法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。第4条第1項において同じ。）に関すること。</u></p> <p>ア 児童発達支援</p> <p>イ 保育所等訪問支援</p> <p>(2) <u>障害児相談支援（法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。第4条第2項において同じ。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</u></p> <p>ア 基本相談支援</p> <p>イ 計画相談支援</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>障害児通所支援を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 <u>障害児相談支援を利用できる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。</u></p> <p>3 <u>相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害のある児童（以下「児童」という。）に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を行う施設として、さいたま市はるの園（以下「園」という。）をさいたま市見沼区春野2丁目3番5号に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>児童発達支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 <u>園を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>

談支援対象障害者等に該当するものとする。

(利用料金)

第5条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第1項第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額
- (2) 前条第1項第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第3項第1号に掲げる額

2 [略]

(利用料金)

第5条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。

- (1) 前条第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額
- (2) 前条第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第2項第1号に掲げる額

2 [略]

第8条 さいたま市はるの園条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第16項</u>に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第17項</u>に規定する</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第17項</u>に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第18項</u>に規定する</p>

厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの  
又は同法第51条の17第1項に規定する計画相  
談支援対象障害者等に該当するものとする。

厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの  
又は同法第51条の17第1項に規定する計画相  
談支援対象障害者等に該当するものとする。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条中さいたま市大崎  
むつみの里条例第5条第1項第2号の改正は公布の日から、第2条、第4条、第6条  
及び第8条の規定は平成26年4月1日から施行する。